

最終更新日:2015年6月26日
京王電鉄株式会社

代表取締役会長兼社長 永田正

問合せ先:総合企画本部 経理部 経理担当 (042)337-3135

証券コード:9008

http://www.keio.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「京王グループ理念」に基づき、株主のみなさまをはじめつながりあうすべての人からの信頼を確保し企業価値向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を推進しております。

＜京王グループ理念＞

私たち京王グループは、
つながりあうすべての人に誠実であり、環境にやさしく、
「信頼のトップブランド」になることを目指します。
そして、幸せな暮らしの実現に向かって
生活に溶け込むサービスの充実に日々チャレンジします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本生命保険相互会社	30,708,364	4.78
太陽生命保険株式会社	29,310,161	4.56
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	23,417,000	3.64
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	18,418,000	2.87
三井住友信託銀行株式会社	18,241,000	2.84
第一生命保険株式会社	15,875,000	2.47
株式会社三菱東京UFJ銀行	10,589,155	1.65
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(三井住友信託銀行退職給付信託口)	10,000,000	1.56
富国生命保険相互会社	9,590,000	1.49
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY	8,657,405	1.35

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明 更新

2015年3月31日現在

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数	18 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高橋 温	他の会社の出身者								△			
加藤 貞男	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高橋 温	○	・三井住友信託銀行株式会社 相談役 ・株式会社岩手銀行 社外取締役	高橋温氏は、経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、外部の視点から有益な意見をいただくことで、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、社外取締役として選任しております。 なお、高橋氏は、平成23年3月まで住友信託銀行株式会社(現・三井住友信託銀行株式会社)の取締役でした。同行は当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものであります。 高橋氏は東京証券取引所の規定する独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。
			加藤貞男氏は、金融機関の業務執行者であり、経営者として豊富な経験と高い見識を有しており、それらを活かして客観的な立場から当社の経営に対する有益な意見をいただくこと

加藤 貞男	○	・日本生命保険相互会社 代表取締役副会長 ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 社外取締役	で、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、社外取締役として選任しております。 なお、日本生命保険相互会社は、当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。 加藤氏は東京証券取引所の規定する独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。
-------	---	---	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり
--	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	2	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

指名・報酬委員会の概要につきましては、「2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)」をご参照ください。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5 名
監査役員数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役監査・会計監査人監査・内部監査が効率的かつ効果的に実施されるよう、三様監査連絡会を定期的に開催し(年3回)、それぞれの監査計画、監査結果等について、情報の交換、共有を行い連携強化をはかっております。

なお、このほかに、監査役は、会計監査人との会合を定期的に開催し(年3回)、監査計画や監査結果等についての報告を受けるとともに、会計監査の往査に立ち会うなど実効的な監査に努めております。

また、内部監査部門である監査部の監査計画および監査結果について報告を受けるなどの連携をはかっているほか、財務報告に関する内部統制やリスクマネジメント活動等について内部統制部門から報告を受けるなどの連携により、実効的な監査に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
黒岩 法夫	他の会社の出身者										△			
北村 敬子	学者													
金子 正志	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
黒岩 法夫	○	・当社常勤監査役 （平成18年に株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループおよび株式会社三菱東京UFJ銀行の執行役員を退任後、当社監査役に就任）	黒岩法夫氏は、金融機関において財務部門の業務経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、金融機関の執行役員としての豊富な経験と高い見識を有しており、中立公平な立場から適切に監査機能を果たすことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に適切な役割を果たしていただいていることから、社外監査役として選任しております。 なお、株式会社三菱東京UFJ銀行は、当社の株主で当社と資金借入等の取引関係がありますが、いずれも一般の取引条件と同様のものです。 黒岩氏は東京証券取引所の規定する独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。
北村 敬子	○	・中央大学商学部教授 ・日野自動車株式会社 社外監査役	北村敬子氏は、会計学を専門とした大学教授として財務および会計に関する相当程度の知見を有するほか、中立公平な立場から当社の経営に対し、適切に監査機能を果たすことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、社外監査役として選任しております。 北村氏は東京証券取引所の規定する独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。
金子 正志	○	—	金子正志氏は、弁護士であり、法律の専門家としての豊富な経験と高い見識を有しております。法令遵守の立場から適切に監査機能を果たすことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化が期待できるため、社外監査役として選任しております。 金子氏は東京証券取引所の規定する独立性の要件を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として届け出ております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

事業特性上、長期安定的な利益確保を目指すため、業績を長期的視点で評価し報酬に結びつけるインセンティブのあり方については検討課題と

認識しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

更新

1. 役員の報酬等の総額(2014年度)
取締役(社外役員除く) 425百万円、監査役(社外役員除く) 26百万円、社外役員 66百万円 合計 518百万円
(注)上記のほか、使用人兼務取締役(2名)に対する使用人分給として32百万円を支払っております。
2. 役員ごとの連結報酬等の総額
連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬は、各役員の役職、職務内容等を勘案し、職責に応じ適切な水準としております。
なお、役員報酬の決定にあたっては、取締役会の諮問機関として社外取締役を含むメンバーで構成されている「指名・報酬委員会」において審議することとしており、報酬決定プロセスの透明性向上をはかっております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

- ・取締役会の開催にあたっては、事前に議案書を社外取締役・社外監査役を含む全取締役・監査役に配付するほか、必要に応じて事前説明を行っております。
- ・社外取締役への情報提供等のサポートは、秘書室および経営企画部で行っております。
- ・社外監査役への情報提供等のサポートは、監査役室で行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

更新

1. 業務執行、監督

- (1)当社の取締役会は、現在社外取締役2名および主要なグループ会社の社長等8名を含む18名で構成しており、原則として毎月1回開催し、法令で定められた事項はもとより経営上の重要な事項についての決議や業務執行の監督を行っております。
- (2)「重要な財産の処分及び譲受け」「多額の借財」について、時機を捉えた迅速な意思決定が必要な事案については、会社法に基づく特別取締役で構成される特別取締役会にて決議を行っております。
- (3)常勤取締役で構成する常務会では、取締役会で決定された方針に基づき、経営上の重要事項についての審議決定を行っております。
- (4)常勤取締役およびグループ会社の社長等で構成するグループ経営協議会においては、グループ全体の経営課題について協議し、グループ経営の強化・推進をはかっております。

(2014年度 主要会議の開催状況)

取締役会	11回	特別取締役会による決議	0回
常務会	29回	グループ経営協議会	3回

2. 監査役監査

- (1)監査役は、法令・定款・監査役会規程・監査役監査基準等に準拠し、監査役会が定めた基本方針に基づき、重要な決裁書類の閲覧、業務・財産状況の調査等を通じて取締役の職務執行の監査を行うほか、取締役会その他重要な会議に出席し、必要な意見陳述を行っております。
- (2)監査役会は原則として毎月1回開催し、監査に関する重要事項の決議・協議、監査実施内容の共有化等を行っております。
- (3)代表取締役と監査役全員が出席する監査役協議会を年1回開催するほか、常勤監査役と代表取締役との打合せ会を定期的に開催し、監査に関する意見交換を行っております。
- (4)常勤監査役とグループ会社監査役によるグループ監査役会を定期的に開催するほか、グループ会社監査役と社長の打合せ会を年1回行うなど、グループ全体の監査の充実・強化に取り組んでおります。
- (5)監査役職務を補助するため監査役室には専門性を有する者を含め専属の使用人を4名配置しております。

(2014年度 開催状況)

監査役会	12回	グループ監査役会	10回
------	-----	----------	-----

3. コーポレート・ガバナンスに関する審議

取締役会の任意の諮問機関として、社外取締役を含むメンバーで構成されるガバナンス委員会を2015年2月に設置いたしました。社外取締役の視点を交えて当社グループの企業戦略等やガバナンス体制について審議を行うとともに、代表取締役、社外取締役および監査役の連携を強化し、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上をはかってまいります。(2015年4月に第1回委員会を開催)

4. 指名、報酬の決定

取締役会の任意の諮問機関として社外取締役を含むメンバーで構成される指名・報酬委員会では、役員の人事、報酬について審議し、取締役会に答申を行うことにより、経営の透明性確保をはかっております。

(2014年度 開催状況)

指名・報酬委員会

2回

5.内部監査

(1)内部監査は法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした監査を実施しており、経営の合理化、業務の改善、効率性の向上および事業の健全な発展のための提言を行っております。

(2)内部監査の独立性・客観性を保持するため監査部は社長直轄の組織としており、2015年3月末現在、監査部長を含む29名が在籍しております。

(3)内部監査倫理規程および内部監査規程に則り、当社およびグループ各社に対し、会計および業務全般を対象とする総合監査のほか、テーマ監査、特命監査を実施しております。

(4)年度の内部監査計画は、社長の承認を得たのち、監査役、取締役会に報告しているほか、監査結果についても、社長、監査役はもとより取締役会にも概要を報告しております。

(5)監査先には、改善実施計画の提出を求め、適宜その改善状況の確認を行っております。

(6)グループ会社の常勤の監査役は、原則として監査部に所属しており、相互に連携を図ることによりグループ全体の監査体制の充実・強化に取り組んでおります。

6.会計監査および内部統制監査

2015年3月期に業務を執行した公認会計士

(氏名等)	(連続して当社の監査を行っている年数)	(所属する監査法人)
指定有限責任社員・業務執行社員 池谷 修一	4年	有限責任 あずさ監査法人
指定有限責任社員・業務執行社員 阿部 與直	6年	有限責任 あずさ監査法人

監査業務に係る補助者の構成は、公認会計士13名、その他20名です。

監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には特別の利害関係はなく、独立的・中立的な立場にあります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査役会設置会社です。経営に対する監督機能の強化をはかるため、社外取締役を選任しています。一方、当社に課せられた重要な公共的使命を果たし続けていくために、会社業務に精通した取締役の選任が求められており、社外取締役以外の取締役が取締役会の多数を占めております。また、取締役会の諮問機関としてガバナンス委員会および指名・報酬委員会を設置し経営の透明性向上に努めているほか、監査役監査の実効性を高めるため、独立性の高い社外監査役の選任、財務・会計・法務に関する相当程度の知見を有する監査役の選任、監査役の職務を補助する専属の使用人の確保、監査役と内部監査・内部統制部門の連携体制を構築しております。また、沿線を中心とした事業の多角的な展開による総合力の発揮を目指す当社は、取締役会のメンバーに主要なグループ会社社長等を加えているほか、グループ会社の社長等をメンバーとするグループ経営協議会や京王グループ社長会の開催、ならびに、グループ監査役会の開催等を行うことで、グループ・ガバナンス体制の充実をはかっております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2015年6月26日開催の第94期定時株主総会招集通知は3週間前(2015年6月4日)に発送しております。また、発送に先立ち、5月29日に当社ホームページ等において招集通知を早期掲載しております。
電磁的方法による議決権の行使	第88期定時株主総会(2009年6月26日開催)から実施しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	議決権電子行使プラットフォームを第88期定時株主総会(2009年6月26日開催)から導入しております。
その他	株主総会では映像を用いて、事業報告の内容等を株主に説明しております。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	2006年4月に制定し、当社ホームページに掲載しております。 【ディスクロージャー・ポリシー】 当社は、株主・投資家の皆様に、当社の企業価値を適正に評価していただくため、適時適切な情報開示に取り組んでまいります。 (1) 金融商品取引法、会社法および東京証券取引所の定める適時開示に係る規則等に従い情報を開示いたします。 (2) (1)に該当しない情報についても、株主・投資家の皆様の判断に大きな影響を及ぼすと考えられる重要な決定事実、発生事実などの情報は積極的に開示いたします。 (3) 情報の開示は迅速に行うとともに、株主・投資家の皆様に公平に伝達されるよう努めます。 (4) 開示情報の内容については、正確性、明瞭性、継続性を重視いたします。 (5) 開示した情報に対する株主・投資家の皆様からの声を社内でも共有し、適切に経営に反映させるよう努めてまいります。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	原則として年に2回開催しており、社長もしくは財務・情報開示担当取締役が説明者となります。説明会では、連結決算の状況や経営計画およびその進捗状況について説明しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	IRに関するURLは http://www.keio.co.jp/company/ であり、掲載している主な情報の種類は次のとおりです。 決算短信、決算説明会資料、有価証券報告書／四半期報告書、月次営業概況、財務ハイライト、株主向け報告書、IRカレンダー、株主総会関係資料、その他ニュースリリース(決算情報および決算情報以外の適時開示情報を含む)	
IRIに関する部署(担当者)の設置	ディスクロージャー委員会を設置し、ディスクロージャー委員長である財務・情報開示担当取締役が情報取扱責任者であります。事務連絡については経理部が行っております。	
その他	投資家向け情報誌「インベスターズガイドけいおう」を年に2回発行し、当社グループの業績、事業内容等に関する個人投資家の理解の促進をはかっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明

社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「京王グループ理念」および「京王グループ行動規範」の中で、全てのステークホルダーに対して誠実であり、ステークホルダーの立場を相互に尊重することを定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステムの運用および「安全・社会・環境報告書」の発行、ホームページによる公開を行っております。また、地域社会への貢献として「京王クリーンキャンペーン」や「高尾の森再生」ボランティア活動の支援等を行っております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「京王グループ行動規範」の中で適時適切な開示に努めることを定めるとともに、株主・投資家に対する情報開示に関しては「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、同ポリシーに基づいて規程を整備しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は会社法に基づき、「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」を定めており、2015年5月1日付で、同日施行の改正会社法の趣旨を明文化するための改定を行っております。その内容は次のとおりです。

【京王グループ内部統制システムに関する基本方針】

京王電鉄(以下、「当社」という)および京王グループ各社は、法令および定款に適合するとともに、「京王グループ理念」に基づいた、事業活動を適正かつ継続的に行うため、本基本方針に則り、内部統制システムを整備・運用します。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1)当社は、グループの役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ健全に行われるため、「京王グループ理念」に基づき定めた「京王グループ行動規範」を周知徹底するとともに、各取締役は当社で定めた「経営判断原則」に則り、適正な意思決定を行います。
- (2)当社は、外部有識者を含む「コンプライアンス委員会」が中心となって、グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、重要事項については定期的に取締役会に報告を行います。
- (3)当社は、コンプライアンス上の問題について、公益通報者保護法に対応したグループ全体の相談専用窓口である「京王ヘルプライン」を運用し、課題の解決を行います。
- (4)当社は、コンプライアンス研修等を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図ります。
- (5)社長直轄の内部監査部門である当社監査部は、当社およびグループ各社に対する法令および社内規程等の諸基準への準拠性、管理の妥当性・有効性の検証を目的とした内部監査を実施します。
- (6)当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- (7)当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、ステークホルダーの信頼に応えるよう、組織全体で断固とした姿勢で厳正に対応を行います。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1)当社は、取締役の職務執行に関わる情報について、法令および社内規程等に基づき、適切に保存、管理を行います。
- (2)当社の取締役および監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できます。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)経営上の重要な意思決定にあたり、当社の取締役は損失の可能性について十分な検証を行います。
- (2)業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として当社取締役会で定めた「リスク管理方針」に基づき、リスク管理委員長、関係各部署の部長および外部専門家で構成するリスク管理委員会は、当社およびグループ各社のリスクの低減と防止のための活動および危機発生に備えた体制整備を行います。
- (3)公共性の高い鉄道事業を核に幅広い企業活動を行っているグループとして、当社は「お客さまの安全」をリスク対策における最重要課題とします。
- (4)当社は、重大な危機が発生した場合には社長を本部長とする危機管理本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)当社およびグループ各社の取締役会は、法令および社内規程に則り定期的に開催するほか、必要に応じて臨時開催します。経営上重要な事項については、事前に常勤取締役等で構成する会議体で審議し、その審議を経て取締役会で決議を行います。また、当社においては、時機を捉えた迅速な意思決定が必要な事項については、取締役会において選定した特別取締役による決議を行います。
- (2)当社およびグループ各社の取締役会は全社的な目標を定め、業務執行取締役はその目標達成に向け、各部門ごとの目標設定や予算管理、具体策等を立案・実行します。また、当社は各社経営計画の実施状況をモニタリングします。
- (3)当社およびグループ各社の組織および職務分掌、ならびに業務執行に関する各職位の責任、権限、決裁基準については社内規程に定め、各職位の基本的な機能および相互関係を明らかにし、機動的な意思決定、業務遂行を図ります。

5. 会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)グループ各社は当社との間に定めた「グループ会社協議基準」に従い、各社における経営上の重要な案件について、当社への協議・報告を行います。また、当社取締役会で定めた「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」に基づき、内部統制システムの継続的な向上を図ります。当社はこれらの実施状況をモニタリングします。
- (2)当社にグループ各社の内部統制の諸施策に関する担当部署を設け、当社とグループ各社間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効果的に行われる体制の整備を推進します。
- (3)当社およびグループ各社のコンプライアンス体制については、当社が中心となり、グループ一体となって整備します。また、当社およびグループ各社の全役員および使用人は、グループ全体の価値に重大な影響を与えるおそれのある事象を発見したときは、通常の報告経路に加え、当社のコンプライアンス委員長に報告し、対応につき協議します。
- (4)当社およびグループ各社のリスクについては、リスク管理委員会を開催し、当社が中心となり、グループ全体でリスクの把握、管理に努めます。グループ各社は、重大な危機が発生した場合には、直ちに当社のリスク管理委員長に報告し、当社は事案に応じた支援を行います。また、グループ各社は、各社ごとのリスク管理体制および危機管理体制を整備します。
- (5)当社の常勤取締役およびグループ会社の社長を構成員とするグループ経営協議会において、グループ全体の経営に関わる協議を行うほか、京王グループ社長会を定期的に開催し、グループの経営方針および経営情報の共有化を図ります。
- (6)当社常勤監査役とグループ各社の監査役は、グループ監査役会を定期的に開催し、グループ全体の監査の充実・強化を図ります。グループ各社の常勤の監査役は原則として内部監査部門である監査部に所属し、相互に連携し、グループ全体の業務の適正性確保に取り組みます。

6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の独立性に関する事項

監査役会監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、専門性を有する者を含む専属の使用人を配置します。当該使用人はその職務執行にあたっては監査役の指揮命令に服することとします。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分などの決定は、あらかじめ監査役会が委任した常勤監査役の同意を必要とします。

7. 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他監査役会への報告に関する体制

当社において、取締役は、監査役が取締役会その他の重要な会議等に出席し、意見を述べる可以保证する体制を確保します。さらに、取締役は以下に定める事項を監査役会に報告します。

グループ各社においても同様の体制を確保し、以下に定める事項をグループ各社の監査役に報告します。

- (1) 会社の意思決定に関する重要事項
- (2) 当社またはグループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- (3) 内部監査の監査計画および監査結果
- (4) 取締役・使用人の職務執行に関する不正行為または法令・定款に違反する重大な事項
- (5) コンプライアンスおよびリスク管理に関する重要事項
- (6) 「グループ会社協議基準」に定めた協議・報告事項のうち重要事項
- (7) 上記の他、監査役の業務遂行上必要があると判断した事項

なお、使用人は(2)、(4)に関する重大な事項を発見した場合は監査役に直接報告することができます。
また、取締役および使用人は、監査役に報告を行ったことを理由として不利益を受けることはないものとします。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社取締役は、当社監査役会が策定する「監査計画」に従い、実効性ある監査を実施できる体制として、以下の体制を確保します。

- (1) 業務執行取締役および重要な使用人からの必要に応じた意見聴取
- (2) 代表取締役、会計監査人との定期的な会合
- (3) 内部監査部門との連携
- (4) 内部統制部門との連携
- (5) グループ会社の調査等の実施
- (6) アドバイザーとして独自に選定した弁護士・公認会計士等外部専門家の任用

なお、(6)等に関する費用は会社が負担するものとします。

9. 内部統制委員会

上記1から8の体制を統括するため、内部統制委員会を開催し、グループ一体となり内部統制の整備を推進します。

＜2014年度における主な取り組み＞

上記の「京王グループ内部統制システムに関する基本方針」は、2015年5月1日付で改定した内容であり、以下については、改定前の基本方針に基づく2014年度における取り組みを記載しております。

(1) コンプライアンス

グループ全体のコンプライアンス意識の向上をはかるため、景品表示法や労働法等の内容を盛り込んだ研修やハラスメント防止に関する啓発を実施したほか、内部通報制度「京王ヘルプライン」の周知を継続しました。

(2) リスクマネジメント

当社およびグループ各社において、リスクマネジメント実施計画に基づき、以下のとおりリスク対策を実施しました。

リスク対策重点項目のうち、「自然災害対策」として、当社では、京王線多摩川橋梁や長沼変電所の耐震補強工事を進めたほか、災害発生時の対応力向上のため各種訓練や研修を実施しました。

また、グループ全社での「事業継続計画（BCP）」策定に向けて、大規模災害発生時における連絡体制および初動体制の再整備等を実施しました。

さらに、「情報セキュリティ対策」として、個人情報を含めた会社の機密情報の漏えい防止を目的としたセミナーを開催したほか、文書やデータの管理・廃棄方法のさらなる厳格化をはかりました。

(3) 財務報告に係る内部統制

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した実施計画に基づき、内部統制評価を実施しました。

また、決算開示資料については、ディスクロージャー委員会の確認を経て取締役会等に付議した後、開示を行うことにより適正性を確保しました。

(4) 内部監査

内部監査基本計画に基づき、当社およびグループ会社の内部監査を実施しました。

※コーポレート・ガバナンス体制に関する模式図につきましては、「添付資料1」をご参照ください。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方は、京王グループ内部統制システムに関する基本方針 1. (7)に記載しております。

＜2014年度における主な取り組み＞

反社会的勢力への対応として、「反社会的勢力対応ハンドブック」を新たに作成したほか、グループ全体における契約書等への暴力団排除条項の導入を徹底しました。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり
-------------	----

該当項目に関する補足説明

当社は、2013年6月27日開催の第92期定時株主総会において、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させていくことを目的とした「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の基本方針」が承認可決されたことを受け、同日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）を決議しております。また、その一環として新株予約権の発行登録を行っております。

買収防衛策基本方針ならびに本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.keio.co.jp/company/>)をご参照ください。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、下記のとおりです。

当社は、株主・投資家の皆様への情報開示を行うにあたっての基本的な考え方として、「ディスクロージャー・ポリシー」を制定し、本ポリシーに掲げる内容の実現を図るため、ディスクロージャー委員会を設置しております。

1. ディスクロージャー・ポリシー
（「株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況」の「IRに関する活動状況」をご参照ください。）

2. 社内体制
ディスクロージャー委員会を中心とする、情報の収集・開示に関する手続きは、以下のとおりです。今後も、情報開示に関する法令・規則、社内規程等の周知徹底を図るなど、引続き、財務報告の作成・開示に係る内部統制の充実・強化に努めてまいります。

（1）収集
ディスクロージャー委員会事務局が社内の各会議に出席するほか、事業部門・一般管理部門、グループ事業部から報告を受けることにより、情報を収集いたします。グループ各社の情報については、グループ事業部がグループ各社から集約することとしております。
同事務局が収集すべき情報については、社内規程に定めており、株主・投資家の皆様に適時適切に開示できるよう、情報を集中的に管理することとしております。

（2）開示
原則として、ディスクロージャー委員会において開示の要否等の判断を行い、取締役会等を経て開示いたします。
決算短信、有価証券報告書等の決算開示資料については、より適正な情報を開示するために、ディスクロージャー委員会において事前に記載内容の確認を行い、取締役会等に付議することとしております。

また、適時開示の趣旨を踏まえ迅速に開示すべき情報や、決算短信補足説明資料や月次営業概況など、法令・規則に該当しない情報についても、社内規程に定めた手続きにより、ディスクロージャー委員会を経て、適時適切に開示いたします。

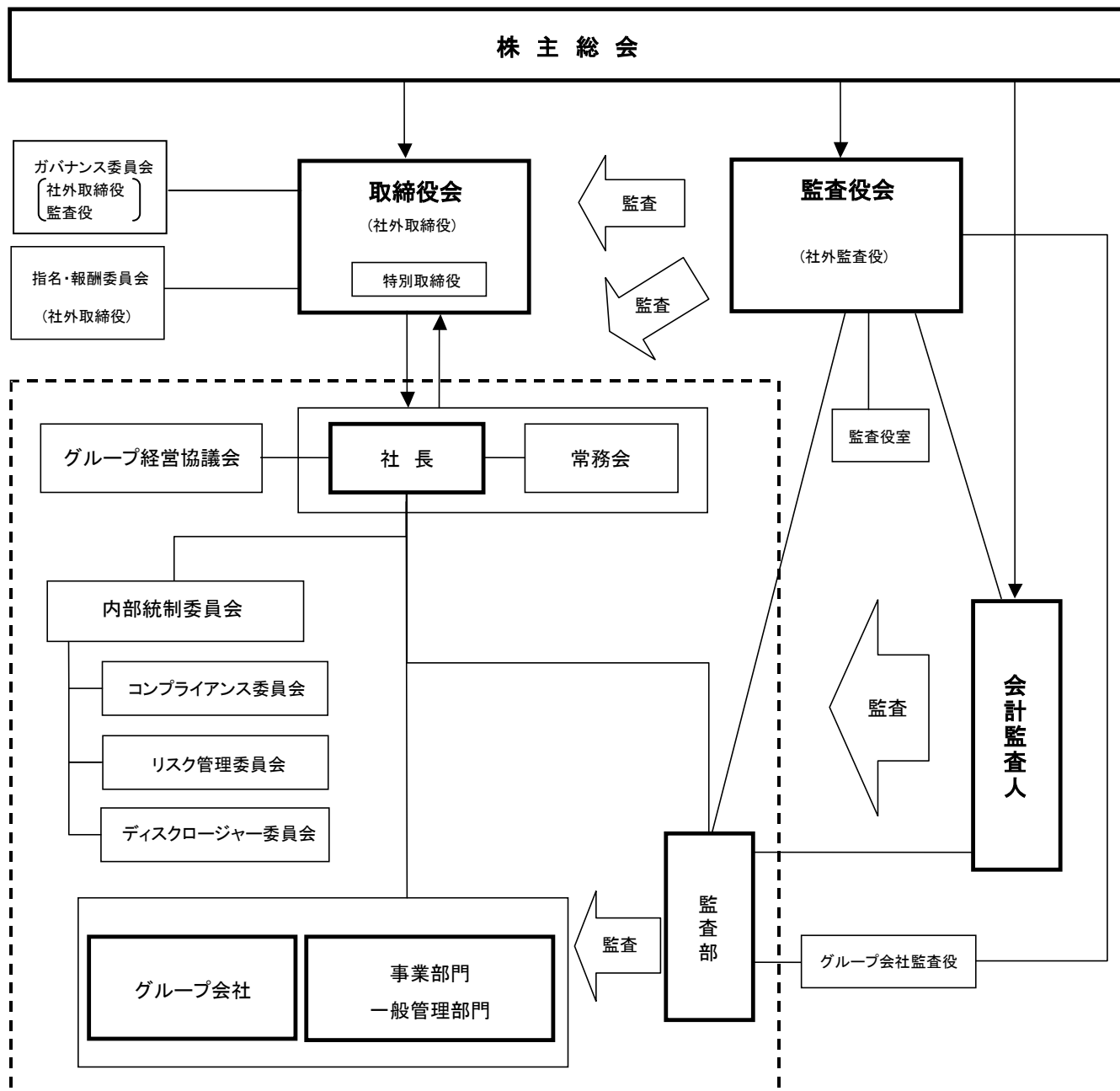
災害・事故の発生など特に緊急に開示すべき事実が発生した場合には、コンプライアンス担当取締役を委員長とするリスク管理委員会とディスクロージャー委員会が協議し、代表取締役社長の判断により迅速に開示いたします。

開示方法については、法令・規則に定められた手続きに従い、TDnetやEDINET等に掲載いたします。また、当社ホームページを通じて積極的な開示に努めてまいります。

※適時開示体制に関する概略図につきましては、「添付資料2」をご参照ください。

【添付資料 1】

コーポレート・ガバナンス体制



【添付資料2】

適時開示体制の概略図

